

大阪・関西万博を見据えた旅行商品造成販売業務委託仕様書

1 委託業務の名称

大阪・関西万博を見据えた旅行商品造成販売業務委託

2 業務の目的

令和7年に開催予定の大阪・関西万博を見据え、特に北海道や九州等における三重県からの遠隔地方都市をターゲットとした誘客の強化に取り組み、新規顧客の獲得及び平均宿泊日数の向上による観光消費額の増加をめざします。

本業務では、大阪・関西万博のような三重県近郊で開催されるビッグイベントへの来場者が、その機会にあわせて三重県内にも周遊することを実現するために、具体的なモデルコースとなる旅行商品の造成及び販売等を実施します。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

4 委託業務の内容

(1) 旅行商品造成業務

以下の条件をすべて満たす、三重県内（以下、「県内」とする。）を周遊する3泊以上の旅行商品を5本以上造成すること。

ア 関西三空港（注1）を発地又は着地とし、平均宿泊日数が多くなることが期待できる北海道や九州等における遠隔地方都市在住者を誘客ターゲットとする旅行商品であること。

（注1）関西国際空港、大阪国際空港（伊丹空港）、神戸空港

イ 県内の宿泊を必ず含むこと。又、造成する5本以上の旅行商品のうち3本以上は、2泊以上の県内宿泊とすること。

ウ 県内の体験コンテンツ（注2）を行程に1つ以上組み入れること。

（注2）みえ観光の産業化推進委員会（以下、「当委員会」という。）が令和4年度に作成した体験コンテンツ集「みえのイマココ旅」を参考とすること。

エ 既存商品ではなく、新たな商品造成であること。

(2) 販売等業務

ア 発着地である北海道や九州等における地方都市を中心に、(1)で造成した商品の販売を実施すること。

イ (1)で造成した商品の販売促進活動を実施すること。なお、新聞、テレビ、雑誌等のマスメディアを活用した情報発信等を2回以上実

施するとともに、以下の点について十分留意すること。

- ・ 各空港から県内まで（県内から各空港まで）の二次交通手段（鉄道、各種バス、タクシー、レンタカー、フェリー及びレンタサイクル等）を旅行者が認識できるようにすること。
- ・ 魅力的な商品となるよう関西圏に主な拠点をもつ事業者等（交通事業者、マスメディア、旅行関係事業者、宿泊関係事業者等）との連携に努めること。
- ・ WebやSNS等を活用した情報発信を実施する場合は、継続的な実施が可能なものとする。

（3）販売等業務から得られた情報及び販売実績等に関する分析・検証業務

- ア （2）により販売した旅行商品の販売実績及び販売促進の手法と実績を示すとともに、その結果について分析・検証すること。
- イ 当初契約時に設定した中間目標となる指標（KPI）の実績値を示すともにその結果について分析・検証すること。
- ウ その他販売することによって得られたデータを販売促進の観点から有益と考えられる情報にとりまとめること。

5 報告書及び成果物の提出

（1）納品物

次のアからウについて、紙媒体（原則としてA4版・両面印刷、長辺綴、1部）及び電子データにて提出すること。

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」

イ 写真等業務の履行状況が確認できるもの

ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

なお、報告書には次に掲げる数値等の記載を必須とする。

- （ア） 旅行商品造成実績（商品毎の名称、商品内容、商品価格帯等）
- （イ） 旅行商品毎の販売実績（金額、人数）
- （ウ） 販売促進活動実績（実施した販売促進手法とその手法別の結果）
- （エ） 4（2）イで実施した販売促進のための情報発信について、その情報発信ツールを採用した理由並びに情報発信の実績及び客観的な指標を用いた効果の分析・検証
- （オ） KPIの実績値
- （カ） 旅行商品の販売及び販売促進活動から得られた各種データ

（2）納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光部観光誘客推進課内）

（3）納入期限

令和6年3月25日（月）

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 当委員会に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

8 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとします。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決するものとします。
- (5) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要があると

認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとします。

- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容並びに個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に罰則があるので留意してください。
- (8) 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (9) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- (10) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- (11) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。